

別表

項番	(あ) 諮問番号	(い) 諮問日	(う) 情報公開請求日	(え) 公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お) 事務担当課	(か) 決定	(き) 決定理由	(く) 審査請求年月日	(け) 弁明書送付年月日	(こ) 反論書提出年月日	(さ) 意見書提出年月日	(し) 口頭意見陳述実施年月日	(す) 審査請求人の主張
													(せ) 実施機関の主張
1	第40号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年11月6日	監査委員が同意のサインを確認したが判断がつかなかった理由がわかる情報。	監査委員事務局	第230-1号 平成29年11月20日 行政文書非公開決定通知	高崎市情報公開条例第7条第4号に該当 請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開。	平成29年12月8日	第308-1号 平成30年2月2日	平成30年2月14日	平成30年3月26日	令和元年6月20日 同日付、口頭意見陳述書提出	<p>・監査委員は、行政文書を非公開とする具体的な主張、立証を全く行っていない。</p> <p>・監査結果は既に通知、公開されており、非公開理由とする条例第7条第4号の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもののいずれにも該当しない。</p> <p>公開請求の対象は監査結果通知の素案である。素案は不確定で個人的な見解が含まれており、調査・議論中の内容であり、公開すると将来同種の監査において、監査委員の意見の抑制など率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる。</p>
2	第42号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年8月31日	第70-1号に関する件。証拠として提出した「筆跡鑑定書」をどの様に活用したのか、あるいは、活用しなかったのかが分かる情報。	監査委員事務局	第172-1号 平成29年9月19日 行政文書非公開決定通知	高崎市情報公開条例第7条第4号に該当 請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開。	平成29年12月18日	第308-1号 平成30年2月2日	平成30年2月13日	平成30年3月26日	令和元年6月20日 同日付、口頭意見陳述書提出	<p>・監査委員は、行政文書を非公開とする具体的な主張、立証を全く行っていない。</p> <p>・監査結果は既に通知、公開されており、非公開理由とする条例第7条第4号の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもののいずれにも該当しない。</p> <p>公開請求の対象は監査結果通知の素案である。素案は不確定で個人的な見解が含まれており、調査・議論中の内容であり、公開すると監査委員の意見の抑制など率直な意見の交換等が不当に損なわれる。公表した審査の結果により、監査の過程の検証は可能であり、監査の過程に対する市民の関心に対応できるものと考えられる。</p>
3	第44号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年8月31日	第70-1号に関する件。請求人が提出した「筆跡鑑定書」と、「調査依頼に対する報告書」をどのように比較し、請求人の住民監査を棄却したのかが分かる情報。	監査委員事務局	第172-1号 平成29年9月19日 行政文書非公開決定通知	高崎市情報公開条例第7条第4号に該当 請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開。	平成29年12月18日	第308-1号 平成30年2月2日	平成30年2月13日	平成30年3月26日	令和元年6月20日 同日付、口頭意見陳述書提出	<p>・監査委員は、行政文書を非公開とする具体的な主張、立証を全く行っていない。</p> <p>・監査結果は既に通知、公開されており、非公開理由とする条例第7条第4号の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもののいずれにも該当しない。</p> <p>公開請求の対象は監査結果通知の素案である。素案は不確定で個人的な見解が含まれており、調査・議論中の内容であり、公開すると監査委員の意見の抑制など率直な意見の交換等が不当に損なわれる。公表した審査の結果により、監査の過程の検証は可能であり、監査の過程に対する市民の関心に対応できるものと考えられる。</p>